

宮城県公報

宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

○ 鳴瀬川水系深川筋及び新深川筋王城寺樋門等操作規則の一部を改正する

規則

○ 北上川水系旧迫川筋高鳥水門操作規則の一部を改正する規則

○ 北上川水系迫川筋山王水門操作規則の一部を改正する規則

○ 県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

告 示

○ 昭和四十年宮城県告示第四百九十九号の二(港湾隣接地域の指定)の

一部改正

○ 昭和四十年宮城県告示第八百二十四号(海岸保全区域の指定)の一部改

正

○ 昭和四十一年宮城県告示第二百七十二号(港湾隣接地域の指定)の一部

改正

○ 昭和四十一年宮城県告示第二百七十三号(港湾隣接地域の変更)の一部

改正

○ 昭和四十六年宮城県告示第八十号(港湾隣接地域の指定)の一部改正

○ 昭和四十七年宮城県告示第五十七号(港湾隣接地域の指定)の一部改正

○ 昭和四十八年宮城県告示第九百七十号(塩釜港港湾隣接地域の指定変更)

の一部改正

○ 昭和四十九年宮城県告示第三百七十六号(海岸保全区域の変更)の一部

改正

○ 昭和四十九年宮城県告示第三百七十七号(海岸保全区域の変更)の一部

改正

ページ

(同) (三)

(同) (三)

(同) (三)

(同) (三)

(同) (二)

(同) (二)

(同) (二)

(港 湾 課) (二)

(都 市 計 画 課) (二)

(同) (二)

(河 川 課) (一)

規 則

鳴瀬川水系深川筋及び新深川筋王城寺樋門等操作規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○ 宮城県規則第六十号

鳴瀬川水系深川筋及び新深川筋王城寺樋門等操作規則の一部を改正する規則

鳴瀬川水系深川筋及び新深川筋王城寺樋門等操作規則(昭和四十七年宮城県規則第五十九号)の

一部を次のように改正する。

第四条中「鳴瀬川総合開発建設事務所長」を「北部土木事務所長」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

北上川水系旧迫川筋高鳥水門操作規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○ 宮城県規則第六十一号

北上川水系旧迫川筋高鳥水門操作規則の一部を改正する規則

○ 昭和五十二年宮城県告示第一百十七号(港湾隣接地域の指定)の一部改正 (同) (三)

○ 昭和五十四年宮城県告示第八十四号(海岸保全区域の指定)の一部改 (同) (三)

正 (同) (三)

○ 昭和五十七年宮城県告示第四百六十五号(港湾隣接地域の指定)の一部 (同) (三)

改正 (同) (三)

○ 昭和五十八年宮城県告示第四百十六号(港湾隣接地域の指定)の一部改 (同) (三)

正 (同) (三)

○ 平成六年宮城県告示第六百十七号(港湾施設管理条例別表の備考第五号 (同) (三)

の区域の指定)の一部改正 (同) (三)

○ 平成十五年宮城県告示第七百六十九号(石巻港臨港地区内の分区の指定 (同) (三)

の一部改正 (同) (三)

○ 平成十五年宮城県告示第千二百二号(仙台塩釜港(塩釜港区)臨港地区内 (同) (四)

の分区の指定)の一部改正 (同) (四)

北上川水系旧迫川筋高鳥水門操作規則（昭和四十八年宮城県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

第四条中「登米土木事務所長」を「東部土木事務所長」に改める。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

北上川水系迫川筋山王水門操作規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十二号

北上川水系迫川筋山王水門操作規則の一部を改正する規則

北上川水系迫川筋山王水門操作規則（昭和四十八年宮城県規則第九十三号）の一部を次のように改正する。

第四条中「栗原土木事務所長」を「北部土木事務所長」に改める。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十三号

県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

県立都市公園条例施行規則（昭和三十四年宮城県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

第八条第三号中「仙台東土木事務所」を「仙台土木事務所」に改め、同条第四号中「石巻土木事務所」を「東部土木事務所」に改め、同条第七号及び第八号中「仙台東土木事務所」を「仙台土木事務所」に改める。

第九条第二項第三号中「仙台東土木事務所」を「仙台土木事務所」に改め、「仙台港多賀城地区緩衝緑地」の下に「岩沼海浜緑地」を加え、同項第四号中「石巻土木事務所」を「東部土木事務所」に改め、同項第五号を削る。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

告 示

○宮城県告示第百六十九号

昭和四十年宮城県告示第四百九十九号の二（港湾隣接地域の指定）の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から施行する。

平成二十年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

「宮城県塩釜港務所」を「宮城県仙台塩釜港湾事務所塩釜支所」に改める。

○宮城県告示第百七十号

昭和四十年宮城県告示第八百二十四号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から施行する。

平成二十年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

「宮城県塩釜港務所」を「宮城県仙台塩釜港湾事務所塩釜支所」に改める。

○宮城県告示第百七十二号

昭和四十一年宮城県告示第百七十二号（港湾隣接地域の指定）の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から施行する。

平成二十年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

「宮城県塩釜港務所」を「宮城県仙台塩釜港湾事務所塩釜支所」に改める。

○宮城県告示第百七十二号

昭和四十一年宮城県告示第百七十二号（港湾隣接地域の変更）の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から施行する。

平成二十年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

「宮城県石巻土木事務所」を「宮城県石巻港湾事務所」に改める。

○宮城県告示第百七十二号

昭和四十六年宮城県告示第八十号（港湾隣接地域の指定）の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から施行する。

平成二十年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

「宮城県塩釜港湾事務所及び宮城県仙台港建設事務所」を「宮城県仙台塩釜港湾事務所塩釜支所」に改める。

○宮城県告示第三百七十四号

昭和四十七年宮城県告示第五十七号（港湾隣接地域の指定）の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から施行する。

平成二十年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

「宮城県塩釜港湾事務所及び宮城県仙台港建設事務所」を「宮城県仙台塩釜港湾事務所」に改める。

○宮城県告示第三百七十五号

昭和四十八年宮城県告示第九百七十号（塩釜港湾隣接地域の指定変更）の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から施行する。

平成二十年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

「宮城県仙台港建設事務所」を「宮城県仙台塩釜港湾事務所」に改める。

○宮城県告示第三百七十六号

昭和四十九年宮城県告示第三百七十六号（海岸保全区域の変更）の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から施行する。

平成二十年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

「宮城県仙台港建設事務所」を「宮城県仙台塩釜港湾事務所」に改める。

○宮城県告示第三百七十七号

昭和四十九年宮城県告示第三百七十七号（海岸保全区域の変更）の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から施行する。

平成二十年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

「宮城県仙台港建設事務所」を「宮城県仙台塩釜港湾事務所」に改める。

○宮城県告示第三百七十八号

昭和五十二年宮城県告示第百十七号（港湾隣接地域の指定）の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から施行する。

平成二十年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

「宮城県仙台港湾事務所」を「宮城県仙台塩釜港湾事務所」に改める。

○宮城県告示第三百七十九号

昭和五十四年宮城県告示第千八十四号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から施行する。

平成二十年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第四号中「桃生郡矢本町字南浜」を「東松島市大曲字南浜」に改める。

○宮城県告示第三百八十号

昭和五十七年宮城県告示第四百六十五号（港湾隣接地域の指定）の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から施行する。

平成二十年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

「宮城県仙台港湾事務所」を「宮城県仙台塩釜港湾事務所塩釜支所」に改める。

○宮城県告示第三百八十一号

昭和五十八年宮城県告示第四百十六号（港湾隣接地域の指定）の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から施行する。

平成二十年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

「宮城県仙台港湾事務所」を「宮城県仙台塩釜港湾事務所」に改める。

○宮城県告示第三百八十二号

平成六年宮城県告示第六百十七号（港湾施設管理条別表の備考第五号の区域の指定）の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から施行する。

平成二十年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第二号の表甲地の項中

「

仙台塩釜港塩釜港区	貞山埠頭野積場	東埠頭野積場
-----------	---------	--------

」を

「

仙台塩釜港塩釜港区	貞山埠頭野積場	東埠頭野積場	中埠頭野積場
-----------	---------	--------	--------

」に改める。

第三号中「宮城県仙台港湾事務所、宮城県塩釜港湾事務所」を「宮城県仙台塩釜港湾事務所、宮城

県仙台塩釜港湾事務所塩釜支所」に改める。

○宮城県告示第三百八十三号

平成十五年宮城県告示第七百六十九号（石巻港臨港地区内の分区の指定）の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から施行する。

平成二十年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第二号2中「矢本町字南浜」を「東松島市大曲字南浜」に改め、同号3中「桃生郡矢本町」を「東松島市」に改める。

○宮城県告示第三百八十四号

平成十五年宮城県告示第千二百一号（仙台塩釜港（塩釜港区）臨港地区内の分区の指定）の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から施行する。

平成二十年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

「宮城県塩釜港湾事務所」を「宮城県仙台塩釜港湾事務所塩釜支所」に改める。